

滋賀県市町地域生活支援事業費等補助金交付要綱

(通則)

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第94条第2項に基づく県費補助金および滋賀県市町地域生活支援事業費等補助金については予算の範囲内において交付するものとし、法および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 法に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 地域生活支援事業

平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき、市町が行う事業並びに社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う事業に対して市町が補助する事業

(2) 地域生活支援促進事業

平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」に基づき都道府県および市町村等が行う事業ならびに社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県および市町村等が補助する事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 市町が行う事業

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 社会福祉法人等が行う事業に対して市町が補助する事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と市町が補助した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(交付の条件)

5 規則第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を行う市町は、補助事業を中止もしくは廃止しようとするとき、または補助事業の内容を変更しようとするときは補助事業変更(中止・変更)承認申請書(別紙様式第2号)を知事に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械および器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供し、または廃止してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を事業完了後10年間(事業の完了の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間。以下同じ。)保管しておかななければならない。
- (8) 市町は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1)から(7)までに掲げる条件。

この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)および(7)の規定中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と、「別紙様式第4号」とあるのは、「別紙様式第4号に準じた様式」と、(3)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿および証拠書類を間接補助事業等完了後10年間保管しておかななければならない。

- (9) (8)により付した条件に基づき、市町長が承認または指示をする場合には、あらかじめ知事の承認または指示を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

- 6 規則第3条に規定する交付の申請は、別紙様式第1号による申請書を知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、規則第3条の規定に従い、別紙様式第3号により申請するものとする。

(交付の決定等)

- 8 補助金の交付の申請または変更交付の申請があったときは、知事は30日以内に交付の決定または変更交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

- 9 規則第12条に規定する実績報告は、別紙様式第4号により当該事業の完了の日から起算して1ヶ月以内または当該事業年度終了後10日以内のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 10 市町は、5(6)の規定に基づく仕入控除税額報告、6の規定に基づく交付申請、7の規定に基づく変更交付申請または9の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

- 11 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、その都度これを定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年9月9日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年9月12日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

なお、この要綱の施行の際現にある改正前の滋賀県市町地域生活支援事業費等補助金交付要綱

に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、使用することができる。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
内示通知から得られる額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、改造費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金及び交付金等 （〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{25}{100}$

第 年 月 号
日

(宛先)
滋賀県知事

申請者	住所	
	氏名	(市町長の氏名)
担当者	氏名	(担当者の氏名)
	連絡先	
	電話番号	

年度滋賀県市町地域生活支援事業費等補助金の交付申請について

年度滋賀県市町地域生活支援事業費等補助金について、県費補助金を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 補助金所要額調書 (別紙1)
- 3 事業計画書 (別紙2)
- 4 歳入歳出予算(見込)書抄本

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名 (市町長の氏名)
担当者 氏名 (担当者の氏名)
連絡先
電話番号

年度滋賀県市町地域生活支援事業費等補助金の変更交付申請について

年 月 日付け滋障福第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請する。

補助金変更交付申請額

変更後の所要額	金	円	A
既交付決定額	金	円	B
差 引 額	金	円	$C = A - B$

(添付書類)

- (1) 地域生活支援事業費等補助金所要額調 (別紙 1)
- (2) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本

第 年 月 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者	住所	
	氏名	(市町長の氏名)
担当者	氏名	(担当者の氏名)
	連絡先	
	電話番号	

年度滋賀県市町地域生活支援事業費等補助金の事業実績報告について

年 月 日付け滋障福第 号で交付決定を受けた標記補助事業の事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算書 (別紙1)
- 2 実施状況調 (別紙2)
- 3 歳入歳出決算(見込)書抄本

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名 (市町長の氏名)
担当者 氏名 (担当者の氏名)
連絡先
電話番号

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告について

年 月 日滋障福第 号により交付決定があった滋賀県市町地域生活支援事業費等補助金について、滋賀県市町地域生活支援事業費等補助金交付要綱の5の(5)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額または事業実績報告額

金 円

- 2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。